

介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務受託候補者選定委員会設置要綱

制定 令和 8年 4月13日 健康福祉局高齢者支援部長決裁

(目的)

第1条 熊本市が発注する介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務（以下「本業務」という。）の業務受託候補者の選定に関し、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、介護認定調査員支援システム導入・保守運用業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本業務の受託候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉局高齢者支援部長
 - (2) 健康福祉局高齢者支援部介護保険課長
 - (3) 総務局人事部改革プロジェクト推進課長
 - (4) 総務局デジタル部デジタル戦略課長
 - (5) 中央区役所保健福祉部福祉課長
- 2 委員会に委員長をおき、健康福祉局高齢者支援部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員に事故があるとき又は委員が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、業務受託候補者を選定した時点までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、業務受託候補者の選定については、別に定める実施要領の定めるところにより決する。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局高齢者支援部介護保険課において行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、業務受託候補者の選定を行った日をもって廃止する。